

※ 実施要領に記載された目的以外の使用・転載・複製を禁じます。

◇ 「いじめに関する校内研修ツール」

- ・ 自己点検シート
- ・ **点検内容の解説**
- ・ 研修会アンケート

※ 「自己点検シート」の指示に従って、該当部分をお読みください。

a. はい (質問番号 2・5・8・11・14・17) に○を付けた場合

○これらの質問は、いじめについて誤った理解をしていないか、いじめに対する思い込みがないか、いじめを減らしていく上で妨げになる考え方をしていないか、等について点検していただくためのものです。○を付けた質問番号を中心に目を通していただき、いじめという問題に取り組む上でどのような認識が必要になるのかを考える際の参考にしてください。

2. → いじめとは「子どもが一定の人間関係のある者から、心理的・物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」(文部科学省)である

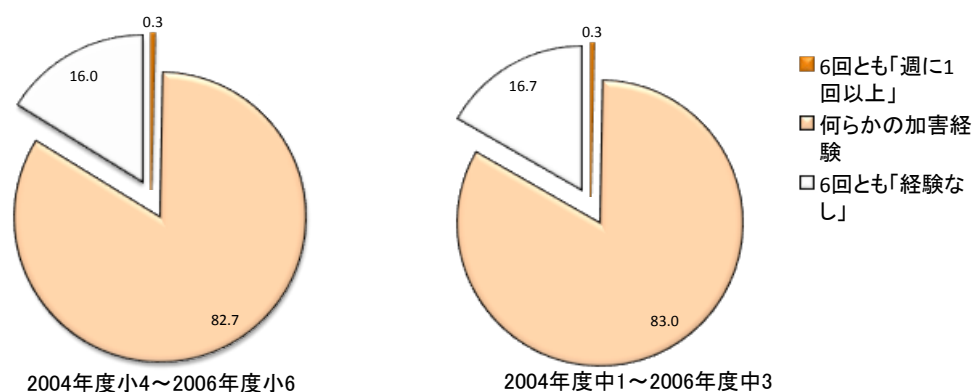
- ・文部科学省の調査でも、以前は、「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」とされていました。しかし、現在では、上記のような定義に改められています。
- ・これは、「強い・弱い」等の印象や子どもの様子、回数にとらわれ、表面的・形式的に深刻さを判断することのないよう、いじめられた子どもの立場に立って判断できるように改められたものです。
- ・いじめには、相手が拒否できないことを見越して、執ように繰り返されたり、大勢で特定の個人を標的にするものがあります。その一方、互いが納得しているように見えたり、互いにやり合っているように見えたり、軽いふざけにしか見えないものもありますから、注意が必要です。

5. → いじめを行う子どもは、決まっているわけではない

8. → いじめられる子どもは、決まっているわけではない

- ・いわゆる「いじめっ子」や「いじめられっ子」のイメージも根強いのですが、実際には、思いがけない子どもが大きくかかわっている事例も少なくありません。たとえば、小学校や中学校の3年間の間に、8割以上の子どもがいじめの被害者にはもちろんのこと、加害者にもなっている実態が、国立教育政策研究所の調査でも明らかになっています。いじめは、大人の目から見て「気になる子」だけの

加害経験の継続・再発率(2004～06年度の6回中)



※本冊子内のグラフは、国立教育政策研究所生徒指導研究センター『いじめ追跡調査 2004-2006』の9頁から作成したものです。(単位：%)

問題ではないのです。

- ・特定の同じ子どもだけが繰り返し被害に遭ったり、反対に被害を与えるという問題ではありませんので、一部の子どもにのみ注意を払ってあげればよい、その都度指導していけばよい、という姿勢であっては後手に回ることにもなりかねません。
- ・平成8年に出された文部大臣(当時)の緊急アピールにもあるとおり、「深刻ないじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」という姿勢に立って、いじめに取り組んでください。

11. → 一度、徹底的に指導をしたからといっても、その効果がいつまでも継続するとは限らない

- ・いじめの指導は、学級や学年といった単位で実施されるのが一般的でしょう。その時点でいじめの当事者であった子どもの場合には、そこでの指導はそれなりの効果を持つに違いありません。しかし、その場合でも、数ヶ月後にはどうでしょうか。ましてや、その時点で当事者ではなかった子どもの場合、せっかくの指導も伝わっていないかも知れません。
- ・いじめに対する指導やいじめの実態把握を定期的に行っていくことが望ましいという理由の一つは、いじめが一部の特定の子どもだけがかわかって生じる問題ではなく、状況次第で誰もが加害者・被害者になりうる問題だからです。

14. → 親や教師に相談できないからこそ、いじめが深刻な問題になる

- ・いじめの被害者の多くは、被害の事実を大人や友人に相談することをためらいます。なぜなら、他人に知られたくない秘密を理由にいじめられていたり、いじめられていること自体を恥ずかしいと感じていたりするからです。
- ・また、被害を受けていることを告げることで、相手を心配させたくない・相手を悲しませたくない、という気持ちが働く場合もありますし、大人や友人に伝えたことが知れて、加害者が自分の秘密を公開したり、一層ひどいいじめを受けることになるのではないかと、ということをおそれる場合もあります。
- ・その結果、いじめが収まるまで自分が耐えていけばよいと考えた挙げ句、耐え切れなくなって自殺を選ぶ子どもまでいるのです。

17. → いじめたり、いじめられたりすることは、健全な成長を阻むものである

- ・人の成長にとって、理不尽な忍耐を強いるような行為が容認されることがあってよいのでしょうか。少なくとも、そのような言動によって加害者の行為を容認することがあってはなりません。結果的に、いじめられたことをプラスに転じることができる場合があったとしても、いじめを肯定していると受け止められかねない言動は慎むべきでしょう。
- ・少なくとも、そうした考え方を理由に、いじめに対する取組が遅れたり、不徹底になるようなことがあってはなりません。

b. **ばい** (質問番号 1・4・7・10・13・16・19) に○を付けた場合

○ これらの質問は、いじめに積極的に取り組むことを、ためらわせたり、迷わせたりするような事柄を点検していただくためのものです。○を付けた質問番号を中心に目を通していただき、いじめという問題に取り組む上でどのような姿勢が必要になるのかを考える際の参考にしてください。

1. → いじめは人間として絶対に許されない、という強い認識を持つ

- ・あからさまな暴力と比べると、教師によって評価や対応が異なることが多いのがいじめの特徴です。しかし、大人の側の認識や見解に温度差があればあるほど、いじめの加害者を勇気付けることになります。
- ・また、加害者のみならず、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめの行為と同様に許されないことという姿勢をしっかりと示していくことが求められます。

4. → いじめかどうか、どう対応すべきか、迷ったときには他の教職員に投げ掛ける

7. → 教育相談やカウンセリング等の専門的な知識がなくとも、できること・すべきことはある

10. → 体制づくりは大切なことではあるが、その基盤を成すのは教職員相互の共通認識と、それに裏打ちされた個々の行動である

- ・不適切と思われる行為に対して「良くない」「好ましくない」というメッセージを伝えていくことは、専門的な知識やマニュアルがなくとも可能なはずです。
- ・そうは言っても、自分の判断が正しいかどうか迷うことはあるでしょう。そんなときには、自分が「気付いたこと」を他の教職員や専門家に投げ掛け、それでよいかどうかを問えばよいのです。
- ・自分に「できること」、自分が「すべきと思うこと」は、他の教職員にも伝え、一緒にやってもらいましょう。学校組織の一員として、自分にできることを確実にやっていく、共通の認識と目標の下に自分の役割を遂行していく、という姿勢が大切です。

13. → 子どもの発達段階に応じて、適切な介入を行うのは当然のことである

- ・子どもたち自身で適切に問題が解決できるためには、その基盤となる価値観や互いを尊重する態度等がきちんと育てられているかどうか問題になります。そうした視点に立って、道徳教育などが適切に行われているかどうかを問い直してください。
- ・また、そうした点が十分だと思われる場合であっても、社会経験の乏しい子どもが誤った結論を導き出すこともあります。子どもの「自立性を育てる」というこ

とは、単なる「放任」とは異なります。必要に応じて大人が介入していくことに対して、ためらう必要はありません。まして、それが人命にかかわることであったり、人権にかかわるようなものであった場合には、なおさらです。

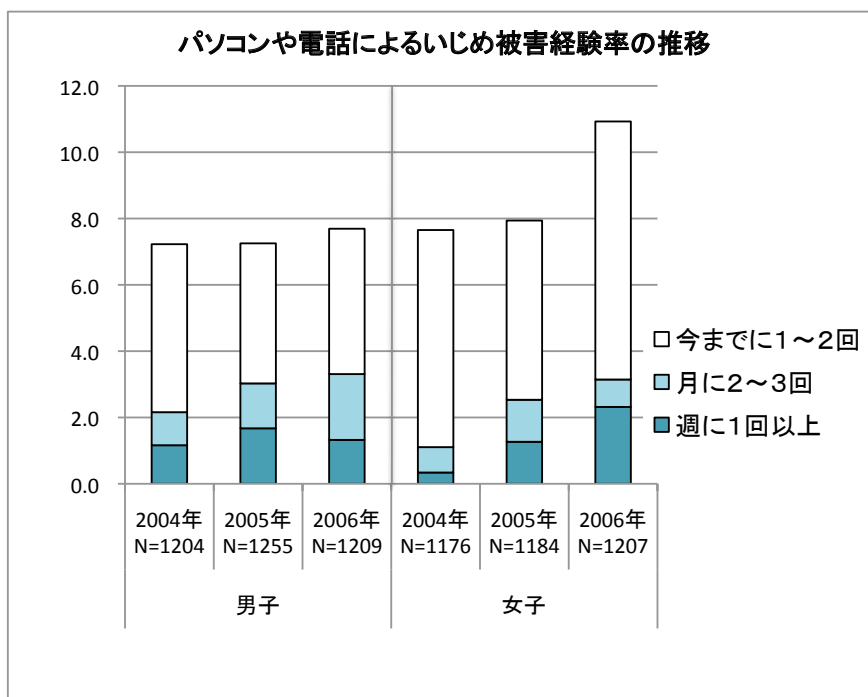
16. → 敏感過ぎるくらいの気持ちが大切である

- いじめの問題に対して、「敏感になり過ぎ」ということはありません。それは「大騒ぎする」ということとは別のことです。
- 教師がいじめに対してふだんから毅然とした姿勢を示していくことは、とりわけ重要なことです。そうした姿勢を茶化す子どもがいた場合には、強くたしなめる必要があります。「物分かりがよい」振りをしたり、子どもに迎合することがあってはなりません。

19. → 学校にできること、学校から始めていくべきことがある

- インターネットや携帯電話を用いたいじめを学校が発見したり、いわゆる「学校裏サイト」を削除したりということ、学校の力だけで行っていくことには限界があります。そうしたいじめの被害に遭った子どもにとっては、なおさらです。

- いじめの問題は、これからも「見えにくい」形で行われていくことでしょう。学校が媒介となったり、学校が被害者と一緒になって、専門家の力を借りることが大切です。
- また、子どもに「情報モラル教育」を行うこと、保護者に対する啓発を行うことは、専門機関や保護者とともに学校が行うべきことの一つです。



※このグラフは、国立教育政策研究所生徒指導研究センター『いじめ追跡調査2004-2006』の21頁から作成したものです。(単位:%)(各年度の中学校1年生~中学校3年生)

c. **いいえ** (質問番号 3・6・9・12・15・18)に○を付けた場合

○ これらの質問は、様々な場面におけるいじめに対する取組がなされているかどうかを点検していただくためのものです。○を付けた質問番号を中心に目を通していただき、いじめという問題に取り組む上でどのような取組が必要になるのかを考える際の参考にしてください。

3. → 子どもの様子や会話には注意を払う

6. → 授業の中でしっかりと子どもを見る

9. → 「良いことは良い、悪いことは悪い」という指導を行う

12. → 子どもとの信頼関係を作る

15. → ゆったりした気持ちで子どもに接する

18. → 「分かる授業」を心掛ける

- いじめに対する取組というと、何か特別な手法があるかのように思うかも知れませんが、しかしながら、いじめに対する「特效薬」とでも言うべき取組は、存在していないと言ってもよいでしょう。それを補強するような手法は存在するとしても、基本となるのは地道な日々の教育実践を通して、子どもたちを一人の大人として育て上げていくことにほかなりません。
- そうした取組を進める際の第一歩として、上に挙げたようなことを日ごろから心掛けていくかどうかを、まず点検してください。その上で、不十分な点があった場合には、その取組がいじめを減らす取組としても有効であることを自覚し、意識的に実行するようにしてください。
- いじめに向かわないで済むような子どもに成長させること、他者を傷付けたいという欲求を子どもが抱かなくてもよいように日ごろから充実した学校生活を送らせること、など、子どもの心を育てていくような、社会性を育てていくような取組が重要です。
- もし、上に書かれたことをどう実行していけばよいのか自信がない場合には、先輩教師や同僚教師に相談してください。今、すべきことを確実に行う。今、できることを確実に行う。そのことがいじめを減らしていく一番の近道なのです。



d. a. ～c. のいずれにも○が付かなかった場合

- あなたのいじめに対する認識、取組姿勢、実際取組には、特に指摘すべき点はないようです。
- しかし、自分では十分に取組んでいるつもりでも、子どもにそれがうまく伝わっていないかも知れません。さらには、予想もつかないような形のいじめが起きないとも限りません。
- また、あなた自身はうまく対応できていたとしても、あなた一人で対応できる子どもには限りがあります。いじめを減らしていくためには、他の教職員にもあなたと同じような認識や姿勢を持ってもらい、同じような取組を行ってもらう必要があります。
- 他の教職員にも働き掛けつつ、学校としての取組がきちんと成り立つよう、全体にも目を配りながら、御自分の取組を進めていってください。

